

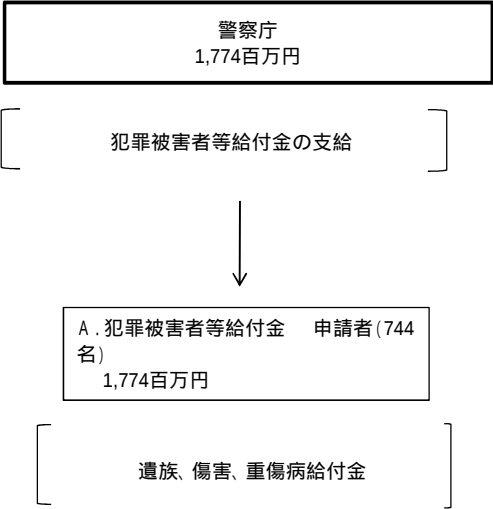
平成25年行政事業レビューシート

(警察庁)

事業名	犯罪被害給付金	担当部局庁	長官官房	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	昭和55年度	担当課室	給与厚生課	給与厚生課長 小島 隆雄				
会計区分	一般会計	政策・施策名	犯罪被害者等の支援の充実 1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等 総合的な支援の充実					
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	・犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の 支援に関する法律	関係する計画、 通知等	—					
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度以 内)	故意の犯罪行為により、不慮の重大な被害を受けたにもかかわらず、加害者からの損害賠償が得られず、他の公的救済も受けられない 犯罪被害者等に対して、国が社会連帯共助の精神に基づき、犯罪被害者等給付金を支給することで、その精神的・経済的打撃を早期に軽 減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する。							
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	通り魔殺人等の故意の犯罪行為により、不慮の死亡、重傷病又は傷害という重大な被害を受けたにもかかわらず、公的救済や損害賠償 を得られない犯罪被害者等に対し、法律に基づき国が一定の給付金を支給する。							
実施方法	☒ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他							
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の状 況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		当初予算	2,063	1,809	1,618	1,736		
		補正予算	0	0	157			
		繰越し等	0	0	0			
	計		2,063	1,809	1,774	1,736		
	執行額		1,829	1,808	1,774			
	執行率(%)		89%	99%	100%			
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	(成果目標) 犯罪被害者等給付金の支給(法律に定める要件に 合致する犯罪被害者等に対して、法律に定める金額 を支給)		成果実績	件	犯罪被害者等給付金 644	犯罪被害者等給付金 721	犯罪被害者等給付金 744	—
	(成果指標) 犯罪被害者等給付金の支給件数		達成度	%	—	—	—	
活動指標及び活 動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	同上		活動実績 (当初見込 み)	同上	同上	同上 (—)	同上 (—)	— (—)
単位当たり コスト	別添資料参照		算出根拠	別添資料参照				
平成 25・ 26 年度 予算 内訳	費 目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	犯罪被害給付金	1,736						
	計	1,736						

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	犯罪被害給付金は、犯罪被害者等の負担を軽減するとともに、再び平穏な生活を営むことができるよう、国が社会連帯共助の精神に基づき、犯罪被害者等に対して支給するものであり、同制度は、特に犯罪被害者等の経済的支援の観点から有効に機能している。また、犯罪被害者支援法第3条の規定により、国が給付金を支給することとなっている。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			○	犯罪被害給付金は、犯罪被害者等の申請に基づき、都道府県公安委員会による裁定を経た後、支出している。 また、給付基礎額や倍数、減額対象となる事由や減額割合も法定されているなど、給付金の額の算定は、法令の規定に則り適切に行われている。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○		
	単位当たりコストの水準は妥当か。			—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)			—		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			○	平成24年度中の裁定を受けた被害者数、裁定金額等は、前年度に比べ減少をしているが、同制度が犯罪被害者支援施策の中で占める重要度は大きい。 なお、類似事業との間では、法律の規定により、給付金の支給にあたり、額の調整が行われていることから、支給も適切に行われている。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			○	類似事業との間では、法律の規定により、給付金の支給に当たり額の調整が行われていることから、適切に支給がなされている。	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
		労働者災害補償保険法に基づく保険給付	厚生労働省			
		自動車損害賠償保障法に基づく保険給付	国土交通省			
点検結果	1 支出先・使途の把握水準・状況 犯罪被害者等給付金は、都道府県公安委員会による裁定の結果に基づき警察庁が支出していることから、支出先・使途については把握している。					
	2 見直しの余地 犯罪被害者等の精神的・経済的打撃を早期に軽減するため、今後も法令に基づき、引き続き実施していく必要がある。 なお、給付金の額は、法令にその算定方法が定められており、今後とも適正な予算執行に努める。					
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
特になし。						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	当初1 - 4	平成23年	40	平成24年	27

平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.犯罪被害者等給付金申請者			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
犯罪被害 給付金	犯罪被害者等給付金	1,774			
計		1,774	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	犯罪被害者等給付金申請者	犯罪被害者等給付金(延べ744人)	1,774		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

犯罪被害給付制度の概要

趣旨

故意の犯罪行為により、不慮の重大な被害を受けたにもかかわらず、加害者からの損害賠償が得られず、他の公的救済も受けられない被害者等に対して、国が社会連帯共助の精神に基づき、犯罪被害者等給付金を支給することで、その精神的・経済的打撃を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援しようとするもの。

根拠法

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)
(改正:平成13年4月及び平成20年4月)

日本国内において行われた
人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(過失を除く)により

被害者が重傷病になった場合

重傷病給付金

医療費の自己負担相当額

+

休業損害を考慮した額
(休業加算基礎額 × 休業日)

を1年を限度として支給

上限額: 120万円

被害者に障害が残った場合

障害給付金

障害給付基礎額

(被害者の収入日額を基礎として算出)

×

倍数

障害等級1級(常時介護) 2880倍
14級 } 50倍

(最高額～最低額)

3,974.4～18万円

被害者が死亡した場合

遺族給付金

遺族給付基礎額

(被害者の収入日額を基礎として算出)

×

倍数

生計維持関係遺族
0人 1000倍
4人 2450倍

死亡前に療養を要した場合、医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額も併給

(最高額～最低額)

2,964.5～320万円

被害者本人

重傷病:加療1か月以上、かつ、3日以上
上の入院(3日以上労務に服することができない程度の精神疾患)

被害者本人

遺族(順位は番号順)

配偶者、(生計維持関係のある) 子、
父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、
(生計維持関係のない) 子、父母、
孫、祖父母、兄弟姉妹

申請

- 住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請。
- 日本国籍を有する者又は日本国内に住所を有する者が申請可能。

支給制限

- 被害者と加害者の間に親族関係があるとき
- 被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき被害者にもその責めに帰すべき行為があったとき
- 被害者又はその遺族等と加害者との関係その他の事情から判断して、給付金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき

調整

労働者災害補償保険法その他の法令により給付が行われるべき場合や損害賠償が行われた場合、その額の限度において給付金を調整。

除斥期間

申請は、当該犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該死亡、重傷病又は障害が発生した日から7年を経過したときはすることができない。やむを得ない理由があれば、その理由のやんだ日から6月以内は申請できる。

仮給付

犯人が不明であるなど速やかに裁定することができない事情があるときは、仮給付金を支給。

平成25年行政事業レビューシート

(警察庁)

事業名	犯罪被害者支援経費	担当部局庁	長官官房	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	—	担当課室	給与厚生課	給与厚生課長 小島 隆雄				
会計区分	一般会計	政策・施策名	犯罪被害者等の支援の充実 1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等 総合的な支援の充実					
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	犯罪被害者等基本法第22条	関係する計画、 通知等	犯罪被害者等基本計画					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、犯罪被害者等基本計画に基づき、民間被害者支援団体と関係機関との活動の資質の向上、関係機関との連携及び全国的な均質性を確保するため、民間被害者支援団体において活動している支援員等に対する研修会の開催の支援を継続的に行う。							
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	犯罪被害者等の支援の充実を目的として、警察と民間被害者支援団体における支援に関わる民間の支援員の知識、技能の向上及び連携の強化を図るため研修会の開催等を実施する。							
実施方法	☐ 直接実施 ☒ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他							
予算額・ 執行額 (単位:百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	9	7	6	6		
		補正予算	0	0	0.1			
		繰越し等	0	0	0	0		
		計	9	7	6	6		
	執行額		9	4	4			
	執行率(%)		100%	57%	67%			
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	(成果目標) 民間被害者支援団体の支援員の知識・技能の向上 (参考指標) 支援要員に対する研修への参加者数		成果実績	人	632	777	765	
			達成度	%	—	—	—	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	支援要員に対する研修の実施回数		活動実績 (当初見込み)	回	2	2 (2)	2 (2)	— (2)
単位当たり コスト	4,594円 / 人		算出根拠	3,514,524円(平成24年度執行額) / 765 人(研修会参加人数)				
平成25・ 26年度 予算内訳	費 目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	業務委託費	5.2						
	諸謝金	0.3						
	計	6						

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	犯罪被害者等基本計画に基づき、民間被害者支援団体と関係機関との活動の資質の向上、関係機関との連携及び全国的な均質性を確保するため研修会の開催を支援するものである。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			○	研修会開催業務委託は、一般競争入札等の競争性の高い契約方式で実施しており、支出先の選定は妥当である。 なお、一般競争入札を実施した結果、見込み額より安価で落札したため不用率が大きい。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○		
	単位当たりコストの水準は妥当か。			○		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)			○		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			○	犯罪被害者等の支援を目的として、民間被害者支援団体における支援員の知識・技能の向上及び関係機関との連携の強化に資するものとなっている。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			—	—	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	1 支出先・使途の把握水準・状況 警察庁において契約しているので、支出先・使途については把握している。					
	2 見直しの余地 民間被害者支援団体は、相談、病院等への付添など被害からの回復に向けた様々な支援を行っており、被害者支援における果たすべき役割は大きいことから、その質的水準の向上を図るため、継続して実施する必要がある。 なお、契約に関しては、一般競争入札等の競争性の高い契約方式で実施するなど、引き続き予算の適正な執行に努める。					
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
特になし。						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	当初1 - 5	平成23年	41	平成24年	28

平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

警察庁
4百万円

民間被害者支援団体に関わる支援員等の知識・技能向上のための研修会開催を委託



< 業務委託費等 >
【一般競争入札】

A . (株)日本通運
4百万円

受託した研修会開催の業務等を実施

< 謝金 >

B . 外部有識者等
(18人)
0.3百万円

講義等を依頼した外部有識者に対して謝金を支出

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位 : 百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.(株)日本通運			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
業務委託費等	民間被害者支援団体に対する研修会	4			
計		4	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)日本通運	民間被害者支援団体に対する研修会	4	8	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	外部有識者等	謝金(延べ18人)	0.3		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

民間被害者支援団体の概要について

全国被害者支援ネットワーク

全国被害者支援ネットワークは、犯罪被害者等早期援助団体及びその指定を目指す民間被害者支援団体で構成される非営利法人で以下のような事業を行っている。

- ・ 犯罪被害者支援に関する広報・啓発
- ・ 民間被害者支援団体の支援スタッフの研修
- ・ 全国各地における民間被害者支援団体設立の推進と連携
- ・ 被害者・遺族の自助グループの支援と連携

警察庁

「全国民間被害者相談員研修会」への協力

全国犯罪被害者支援ネットワークは、スタッフ研修等を通して、各民間被害者支援団体の事業水準の向上に寄与

各都道府県の民間被害者支援団体 (全国被害者ネットワークの加盟団体)

全国被害者支援ネットワークに加盟している民間被害者支援団体は、平成25年4月現在で48団体あり、これらの団体は、関係機関と連携を図り、以下のような援助を行い被害者の早期援助に大きな役割を果たしている。

- ・ 犯罪被害者等支援に関する広報啓発活動
- ・ 犯罪被害者相談業務（電話相談、面談相談）
- ・ 直接支援業務（防犯ブザー等の貸与、病院や裁判所等への付添い、被害者等の職場等関係者への連絡、被害者自助グループへの支援）
- ・ ボランティア相談員の養成及び研修

犯罪被害者等早期援助団体

犯罪被害者等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるとして都道府県公安委員会が犯罪被害者等早期援助団体として指定した非営利法人である。（平成25年4月現在48団体のうち44団体が指定を受けている）

犯罪被害者等早期援助団体は、警察本部長から犯罪被害の概要等に関する情報提供を受けることができ、これにより、被害者に対して能動的にアプローチして援助を行うことができ、早期援助に特に大きな役割を果たしている。